

学 則

千駄ヶ谷外語学院

第1条（基本理念と目的）

1. 基本理念

実学の精神に基づき、日本語教育を通して、日本文化と日本語への深い理解と国際的な文化交流を促進し、多文化共生社会の実現と、国際的視野にたつてグローバル社会で活躍できる人材の育成を目指す。

2. 目的

日本語を使って仕事をするための日本語教育を展開し、個々の日本語学習者が、実学として獲得した日本語コミュニケーション能力を駆使し、日本社会だけでなくグローバル社会で活躍できる人材となるよう育成することを目的とする。

第2条（名称）

本校は、千駄ヶ谷外語学院という。

第3条（所在地）

本校は、東京都豊島区駒込1丁目13番11号に置く。

第4条（自己点検・評価）

本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。点検及び評価の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

第5条（学科、課程、修業年限及び定員）

本校の学科、課程、修業年限及び定員は、次のとおりとする。

部別	課程名	修業期間	入学定員 (初年度)	入学定員 (次年度)	総定員	学級数	備考
午前の部	就職 2年課程	2年	16名	0名	16名	1	4月生
	就職 1年9か月課程	1年 9か月	0名	16名	16名	1	7月生
	就職 1年6か月課程	1年 6か月	18名	0名	18名	1	10月生
午後の部	就職 2年課程	2年	0名	16名	16名	1	4月生
	就職 1年9か月課程	1年 9か月	16名	0名	16名	1	7月生
	就職 1年6か月課程	1年 6か月	0名	18名	18名	1	10月生
計			50名	50名	100名	6	

第6条（学期の終始期）

1. 本校の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
2. 学期は、次のとおりとする。

第1学期 4月1日から6月30日まで
第2学期 7月1日から9月30日まで
第3学期 10月1日から12月31日まで
第4学期 1月1日から3月31日まで

第7条（休校日）

本校の休校日は次のとおりとする。

1. 日曜日、土曜日、国民の祝日、休日
2. 夏期休校日
3. 冬期休校日
4. 春期休校日
5. その他、校長が必要と判断して定める日
6. 校長が必要と認める場合には、休校日に授業を行うことができる。

第8条（授業時間数・授業日数・始業及び終業の時刻）

授業時間は1日4時間、週20時間、年間190日以上、年間760時間以上とする。

なお、一単位時間は45分とする。

本校の始業及び終業の時刻は、次の表のとおりとする。

部別	課程名	始業時刻	終業時刻
午前の部	就職2年課程	午前9時00分	午後12時20分
	就職1年9か月課程		
	就職1年6か月課程		
午後の部	就職2年課程	午後1時30分	午後4時50分
	就職1年9か月課程		
	就職1年6か月課程		

第9条（教育課程、学習評価及び進級）

1. 教育課程は、別表のとおりとする。
2. 生徒の学習評価は、試験成績及びパフォーマンス評価を以て決定し、5段階評価とする。
3. 進級は、試験及びパフォーマンス評価によって、3か月ごとに判断する。
4. 授業態度、出席状況によっては、進級できない場合もある。

第10条（教職員）

1. 本校に次の教職員を置く。
 - (1) 校長 1名
 - (2) 副校長 1名（校長が兼務の場合に限る）
 - (3) 主任教員 1名
 - (4) 教員 5名以上（うち専任3名以上）
 - (5) 事務職員 1名以上

- (6) 事務統括責任者 1名
 - (7) 学校医 1名
2. 前項のほか、必要な職員を置くことができる

第11条 (校長)

1. 校長は、本校の業務をつかさどり、所属する教員及び職員を監督する。
2. 副校長は、校長を助け、命を受けて本校の業務をつかさどるとともに、校長に事故があるときはその職務を代理し、校長が欠けたときは臨時にその職務を行う。

第12条 (主任教員)

教育課程の編成及び他の教員の指導の責任者として、主任教員を置く。

第13条 (教員会議)

職務の円滑な執行に資するため、教員会議を置く。

第14条 (担任)

1. 校長は、教員のうちから各クラスの担任を決める。
2. 担任は、クラスの教育活動の責任者として、クラスに所属する生徒の学習状況や出席状況を把握し、指導する。
3. 同じ学習レベルのクラスを統括する者として、レベル担任を置く。

第15条 (入学資格)

入学資格は、次の条件をいずれも満たしていることとする。

- (1) 我が国の高等学校に対応する学校の課程を修了した者。
- (2) 正当な手続きによって日本国への入国を許可された者、または許可される見込みのある者。
- (3) 信頼のおける経費支弁者を有する者

第16条 (入学時期)

本校の入学時期は、毎年4月、7月、10月の年3回とする。

第17条 (入学手続)

1. 本校に入学しようとする者は、本校が定める入学願書その他の書類に必要な事項を記載し、第24条に定める入学選考料を添えて、指定期日までに出席しなければならない。
2. 前項の手続きを終了した者に対して入学選考を行い、入学者を決定する。
3. 本校が入学を許可し法務省に在留資格認定された者は、出入国在留管理庁が発行する在留資格認定証明書発行日から3ヶ月以内に留学ビザを取得の上、授業開始日までに登校しなければならない。
4. 本校に入学する者は、授業開始前に第24条に定める生徒納付金を前納しなければならない。

第18条 (休学、復学)

1. 生徒がやむを得ない事由によって長期帰国、疾病、ケガ、一身上の都合などにより、連続20日(授業日)以上長期欠席する際は学校が定める様式により休学届けを提出し、校長の許可を得なければならない。

2. 休学した者が復学しようとする場合は、届け出て、校長の許可を得て復学することができる。

第19条（転学、退学）

1. 生徒が都合により転入学を希望する場合は、転入学理由及び受入先機関の情報を添えて、「転入学願」を提出する。校長が面談の上、転入学可否を判断する。
2. 各自の都合により中途退学する者は、その理由を明らかにし、「退学届」及び関連証明書類を提出しなければならない。

第20条（公欠）

本校の生徒が、次に該当する事由により授業に出席できない場合、別に定める所定の手続きを経由することにより、理事長及び校長の判断によって、授業を欠席したものとして取り扱わないことができる。

- (1) 感染症に罹患した場合（医師の判断により出席停止を必要とされた期間）
- (2) 災害等により通学が著しく困難であると認められる場合
- (3) 生徒が各日本語教育機関の代表として、各日本語教育機関が特別に認める行事、大会等に参加する場合
- (4) 本人の責めに帰すべき事由によらずに本邦への入国が遅れた場合
- (5) その他、理事長及び校長が必要と認める場合

第21条（課程修了の設定）

1. 校長は、教育課程の定めるところにより、学期末ごとに学習評価を行い、課程において一定の評価を受けた者に対して修了を認定する。
2. 校長は、本校所定の課程を修了した者に修了証書を授与する。

第22条（表彰）

出席状況並びに成績優秀者にして他の模範となる者は、これを表彰する。

第23条（懲戒）

1. 生徒が日本国の法令及びこの学則その他本校の定める諸規則を守らず、生徒としての本分にもとる行為があったときは、懲戒処分を行うことができる。
2. 懲戒は、訓告、停学及び退学の3種類あり、その決定を理事長及び校長がする。
3. 懲戒は、次の番号のいずれか一に該当する生徒に対して行うものとする。
 - (1) 素行不良で改心の見込みがないと認められる者。
 - (2) 正当な理由がなく出席不良の者。
 - (3) 日本の公序良俗に反し、法令に反する行為があった者。
 - (4) 学校の秩序を乱した者、その他生徒としての本分に反した者。

第24条（生徒納付金）

1. 本校の生徒納付金は以下のとおりとする。

入学選考料	22,000円
入学金	55,000円
授業料	700,000円
施設費	33,000円
保険料	6,000円
教材費※	30,000円

※ 主な教材以外については別途購入とする。

2. 一度納入された生徒納付金は、原則として返還しない。ただし、納付金納入後に生徒の不入学又は退学等が生じた場合の返還取り扱いは、以下のとおりとする。

- (1) 在留資格認定証明書は交付されたが入国査証（ビザ）の申請を行わず不來日の場合、入学辞退願の受理を以て出入国在留管理庁に報告の上、入学選考料と入学金を除く全納入額を返還する。返還時期は、在留資格認定証明書の失効後とする。
- (2) 在外公館で入国査証の申請をしたが認められず來日できなかった場合、入学許可書の返却と在外公館において査証が発給されなかったことの確認後、入学選考料と入学金を除く全納入金を返還する。
- (3) 入国査証を取得したが、來日以前に入学を辞退した場合、入国査証が未使用でかつ失効が確認できた場合、入国査証失効確認後、入学選考料と入学金を除く全納入金を返還する。
- (4) 入国査証を取得し來日し入学した生徒が中途退学した場合、入学選考料、入学金、施設費、保険料、教材費は返還しない。授業料については、「千駄ヶ谷日本語教育研究所グループ納付金返還規定」に従い、返還する。

3. 正当な理由がなく、かつ、所定の手続きを行わずに授業料を1か月以上滞納し、その後において納入の見込みがないときは、退学を命ずることがある。

第25条（生徒寮）

本校は、主に海外から来る生徒で、日本での住居が事前に準備できない者の為に寄宿舎をもつものとする。寄宿舎に関する事項は、校長が別に定める。

第26条（健康診断）

健康診断は、提携している医療機関に委託し、年1回実施する。

第27条（細則）

この学則に必要な細則は別に定める。

附則

この学則は、2017年10月1日から施行する。

この学則は、2023年4月1日から施行する。

この学則は、2025年4月1日から施行する。